



2019年4月5日

各 位

会 社 名：北海道中央バス株式会社
 代表者名：取締役社長 二階堂 恭仁
 (コード番号 9085 札幌証券取引所)
 問 合 せ 先：取 締 役 大 森 正 昭
 専務執行役員
 TEL 0134-24-1111

株主優待の有効期間の変更に関するお知らせ

当社は、株主優待の有効期間の変更について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社事業へのご理解を深めていただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

従来、株主名簿確定日から株主優待の有効期間の開始日までの日数が少なく、株主様の手続きが優待開始日に間に合わないことがありましたが、これを解消するため株主優待の有効期間の一部変更を行います。

2. 変更内容

100株以上保有の株主様に、ご所有株式数に応じて贈呈する株主優待乗車運賃半額券及び株主優待高速バス路線半額割引券(以下、「優待割引券」といいます。)、優待乗車証引換券、一律に贈呈する株主優待利用券(以下、あわせて「株主優待」といいます。)の有効期間を以下のとおり変更いたします。

有効期間の変更につきましては、2019年3月31日を発行基準日とする最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対する株主優待から実施いたします。(注)

優待内容	現 行		→	変更後	
	発行基準日	有効期間		発行基準日	有効期間
優待利用券	3月31日	5月1日～ 翌年4月30日		3月31日	6月1日～ 翌年5月31日
優待割引券・ 優待乗車証	3月31日	5月1日～ 10月31日		3月31日	6月1日～ 11月30日
	9月30日	11月1日～ 翌年4月30日		9月30日	12月1日～ 翌年5月31日

(注)この変更に伴い、2019年3月31日を発行基準日とする株主優待は、その有効期間について、下記のとおりとなりますのでご留意願います。

優待内容	発行基準日
	2019年3月31日
株主優待利用券	5月1日～翌年5月31日
株主優待割引券	5月1日～11月30日
株主優待乗車証	5月1日～11月30日

2. その他

優待内容に変更はございません。当社の株主優待制度の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。(http://www.chuo-bus.co.jp/sub/stockholder/)

以 上